**平成２５年（フ）第１９５６号**
北九州市小倉南区田原３丁目11番11号　201、破産手続開始時の住所福岡市南区若久６丁目36番18号
破産者　井上　壽一
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１２１７号**
福岡市博多区板付４丁目13番２―701号
破産者　井本美由紀
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１８５１号**
福岡市南区横手２丁目36番６号
破産者　高井　将人
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第９９号**
佐賀県武雄市武雄町大字富岡7563番地８
破産者　石橋　　正
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１３９号**
佐賀県西松浦郡有田町丸尾丙2092番地１
破産者　秀島　妙子
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２５年（フ）第１１８６号**
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目９番７号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東月隈３―１―６―203
破産者　高塚　清志
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１３７９号**
福岡県糟屋郡志免町石橋台１番10号
破産者　村上　　剛
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１５９４号**
福岡県筑紫郡那珂川町今光２丁目105番地
破産者　楠田　幸雄
1　決定年月日　平成26年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第２５１９号**
札幌市西区福井５丁目20番６号
破産者　古川　　豊
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第３０号**
札幌市北区新川２条12丁目１番23号
破産者　藤田　　稔
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第７４４号**
青森県青森市緑３丁目８番地８グランドール奥野Ｂ―102、開始決定時の住所仙台市太白区あすと長町３丁目11番１―1202号
破産者　成田　照美
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第７４８号**
仙台市太白区茂庭字人来田西126番地の５
破産者　小原實比等
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第３７９号**
埼玉県越谷市大字増森2564番地
破産者　中島　高明
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第４７７号**
埼玉県越谷市大成町１丁目2227番地３
破産者　染谷　雪雄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第５２９号**
埼玉県越谷市赤山町５丁目８番６号　片岡荘102号、旧住所埼玉県越谷市中町６番６号　ゴールドパレス越谷206号
破産者　丸山　　悟
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第５７６号**
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地４丁目４番19号
破産者　梅津　一雄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第４号**
埼玉県春日部市大枝884番地12
破産者　笠間　　昇
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２６年（フ）第１９号**
新潟市東区物見山３丁目６番９号　アーバンヒルズ新潟Ｂ―202
破産者　星野　正行
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第２８９号**
山梨県韮崎市穴山町5065番地
破産者　嶌津　一雄
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第４００号**
静岡県熱海市和田町18番31号
破産者　坂本　直樹
1　決定年月日　平成26年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係